

産業支援施策のご紹介

<2026年度>



花巻市商工観光部商工労政課

支 援 項 目

- ◇ 企業の競争力強化と付加価値向上へのご支援 P 1
 - 企業競争力強化支援事業

- ◇ 経営の安定化へのご支援 P 2～
 - 中小企業振興融資
 - セーフティネット保証の認定

- ◇ 中心市街地での事業展開に向けたご支援 P 4～
 - まちなか創業支援

- ◇ 市内進出や工場・設備増強へのご支援 P 6～
 - 企業立地促進

- ◇ 地域の雇用環境の安定化へのご支援 P12～
 - 雇用安定推進（企業情報の発信、各種支援金）
 - 中小企業退職金共済事業

- ◇ 新たな産業創出や新事業展開、研究開発等へのご支援 P16～
 - 新産業創出支援、地域企業コーディネート

- ◇ 産学官連携による生産技術向上へのご支援 P19
 - 技術研究開発推進

- ◇ 花巻市事業者向けメールマガジンのご案内 P20

◇企業の競争力強化と付加価値向上へのご支援

企業競争力強化支援事業

花巻市企業競争力強化支援事業補助金 【一部改正】

市内の中小企業者による自立的な取り組みを促し、地域における経済の活性化と産業構造の高度化、雇用の安定確保を図るため、企業等が付加価値創造又は新製品・新技術の開発若しくは販路開拓又は確保、人材育成に関する事業等の企業競争力強化に資する戦略的事業を実施する場合に補助金を交付します。

【対象者】市内中小企業者、
市内中小企業等で構成される連携体（3分の2以上が市内中小企業で構成されていること）

【対象事業】

事業名	補助対象経費	補助率	限度額
共同研究開発事業 (契約書等を締結し実施するもの)	原材料費、外注費、委託費、謝金、旅費、賃借料、大学等に支払う共同研究開発経費及び実施に直接要する経費	2分の1 以内	25万円
展示会出展事業 (物販を目的としたものは除く)	出展ブース料（オンライン含む）、展示会装飾費、出展物の輸送費・保険料、出展者旅費1人分（※1東京圏及び海外に限る）、通訳・翻訳料		15万円
人材確保・定着事業 (花巻市企業検索サイトに登録している者に限る)	求人情報発信及び雇用確保を主目的とした事業に要する経費のうち次の各号に掲げるもの (1) 出展料、装飾費、出展者旅費1人分、輸送費その他の就職ガイダンス等への出展費用 (2) 求職求人サイトへの登録掲載費 (3) パンフレット（印刷製本費を除く。）、動画、ホームページその他の求人を目的とした広報ツールの制作費 (4) 人材確保・定着を目的とした外部研修機関による研修受講費及び講師謝金（旅費を含む。)		25万円
リスクリング（人材育成）事業	外部機関による研修受講、資格取得等に要する経費（検定料、旅費を含む。ただし、旅費のみの申請と、第一種免許のうち普通免許及び二輪免許については除く。)		15万円
産業財産権等取得事業	産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）等の取得に向けた調査等に要する経費及び出願料		20万円
ブランド化推進・販路拡大事業	企画費、デザイン費、広報物制作費（印刷製本費を除く。）、※2電子商取引サイト構築費（ホームページ制作については除く。）、翻訳費。ただし、国等の補助金で採択を受けた同一の事業に要する経費は除く。		15万円
カイゼン事業	作業や業務の中にあるムダを見直し、生産性向上に資する改善を行うための指導又はシステム構築等の調査に伴う専門家謝金、旅費、委託費		50万円
省力化投資事業	既存業務の省力化に資する製品、設備、ソフトウェアの導入に係る購入費、使用料、導入工事費（但し、国等の補助金で採択を受けた同一の事業に要する経費を除く。)		25万円

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県をいう。

※2 電子商取引サイトをいい、商品やサービスを独自運営のウェブサイトで販売するものをいう。

※ 申請手続きは必ず事業開始(各種申込み及び業務発注、契約締結等)の10日前までに行ってください。
市の交付決定よりも前に事業開始されていた場合は、補助金の交付を受けることができません。

※ 一年度内に交付を受けることのできる回数及び補助金の額は、2回かつ50万円を限度とし、同じ事業については1回が限度です。

担当窓口

花巻市 商工労政課 工業労政係
Tel : 0198(41)3536 e-mail : shoukou@city.hanamaki.iwate.jp



市ホームページ

◇経営の安定化へのご支援

中小企業振興融資

花巻市中小企業県制度融資利子・保証料補給制度 【一部改正】

市内中小企業者の資金調達を支援するため、県の制度融資の融資を受けた事業者に対して利子の一部と保証料全額を補助する制度を設けています。

【利子・保証料補給対象者】

- ◇ 市内に住所並びに事務所・店舗・工場を有し、1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者、特定非営利活動法人（NPO法人）又は中小企業団体（ただし、創業資金についてはこの限りでない。）。
- ◇ 岩手県信用保証協会の保証対象業種であること。
- ◇ 前年度及び納期到来分の市税を完納していること。

【利子・保証料補給対象となる融資条件（令和8年4月1日現在）】（注）制度の融資条件とは異なります

資金区分	融資限度額	貸付期間	据置期間	貸付利率	信用保証
商工観光 振興資金	3,750万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1年以内	【変動金利】 貸付期間3年以内：2.45%以内 （市の補給 0.4%） 貸付期間3年超：2.65%以内 （市の補給 0.45%）	岩手県信用保証協会の信用保証を付すこと （保証料は市が全額補給します）
小規模 小口資金	2,000万円	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	1年以内	【固定金利】 貸付期間3年以内：2.35%以内 （市の補給 0.5%） 貸付期間3年超：2.55%以内 （市の補給 0.55%）	
創業資金	1,600万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1年以内	【固定金利】 貸付期間3年以内：2.4%以内 （市の補給 0.4%） 貸付期間3年超：2.6%以内 （市の補給 0.45%）	

【併用要件】 市から利子・保証料の補給を受ける上記制度及び花巻市中小企業振興融資と併用した場合 3,750万円

【保証人等】 保証人等の要件については、取扱金融機関の条件によります。

【取扱金融機関】 ◆岩手銀行の市内各支店 ◆花巻信用金庫本店・市内各支店 ◆北日本銀行の市内各支店
 ◆東北銀行の市内各支店 ◆花巻農業協同組合本店
 （注）花巻農業協同組合本店は創業資金のみ取り扱い

担当窓口

花巻市 商工労政課 商業係
 TEL : 0198(41)3539 e-mail : shoukou@city.hanamaki.iwate.jp



市ホームページ

花巻市中小企業振興融資制度 【一部改正】

市内中小企業者の資金調達を支援するため、市内金融機関に資金を預託し当該金融機関を窓口とする融資制度を設けています。

- 【対 象 者】 ◇ 市内に住所並びに事務所・店舗・工場を有し、1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者、特定非営利活動法人(NPO法人)又は中小企業団体(※「開業資金」の場合は、市内に住所を有し、開業に係る業種に3年以上の勤務経験を有する者又は開業に係る事業計画作成時に認定経営革新等支援機関からの支援を受けていること。)
- ◇ 岩手県信用保証協会の保証対象業種であること。
- ◇ 前年度及び納期到来分の市税を完納していること。
- ◇ 「特産品開発資金」の場合、上記に加えて事業計画について市長の認定を受けたもの。

【融 資 額】 (令和8年4月1日現在)

資金区分	融資限度額	貸付期間	据置期間	貸付利率	信用保証
運 転 資 金	3,750万円	7年以内	1年以内	【固定金利】 貸付期間3年以内 3.25% (市の利子補給:0.8%) 貸付期間3年超 3.45% (市の利子補給:0.9%)	岩手県信用保証協会の信用保証を付すこと ※保証料は市が全額補給します
設 備 資 金	3,750万円	10年以内	1年以内		
開 業 資 金	1,600万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1年以内 1年以内		
経 営 安 定 資 金	2,500万円	運転資金 10年以内	1年以内		
特 産 品 開 発 資 金	1,250万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	1年以内 1年以内	市が全額利子補給	

【併 用 要 件】 市から利子・保証料の補給を受ける県制度融資と併用した場合 3,750万円
 運転資金及び設備資金を併用した場合 3,750万円
 運転資金若しくは設備資金に開業資金、経営安定資金、特産品開発資金のいずれかの資金を併用した場合 5,000万円

【保 証 人 等】 保証人等の要件については、取扱金融機関の条件によります。

【取扱金融機関】 ◆岩手銀行の市内各支店 ◆花巻信用金庫本店・市内各支店 ◆北日本銀行の市内各支店
 ◆東北銀行の市内各支店 ◆花巻農業協同組合本店

担当窓口

花巻市 商工労政課 商業係
 TEL: 0198(41)3539 e-mail: shoukou@city.hanamaki.iwate.jp



市ホームページ

セーフティネット保証の認定

セーフティネット保証制度(中小企業信用保険法第2条第5項)

セーフティネット保証制度とは、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

本制度を利用する際には、事業所の所在地を管轄する市町村長の認定が必要になります。花巻市では可能な限り迅速に申請日の翌日中の認定を行っております。

認定の要件や対象業種などは当課又は市内各金融機関までお気軽にお問い合わせください。

なお、融資を受ける際には市の認定のほかに、金融機関並びに信用保証協会の金融上の審査があります。

担当窓口

花巻市 商工労政課 商業係
 TEL: 0198(41)3539 e-mail: shoukou@city.hanamaki.iwate.jp

◇中心市街地での事業展開に向けたご支援

まちなか創業支援

花巻市まちなか創業支援事業補助金

中心市街地で新たに創業する中小企業者の安定した経営を支援し、中心市街地のにぎわいづくりを促進するために、中小企業者が未利用店舗等を賃借し、活用して行う事業に対し補助金交付、経営支援を行います。

【対象者】中心市街地にある未利用店舗を活用し、創業する中小企業者

【対象地区】

地域	対象とする地区
花巻地域	一日市 坂本町 大通り一丁目 大通り二丁目 末広町 花城町 吹張町 鍛冶町 上町 御田屋町 仲町 東町 豊沢町 双葉町 西大通り一丁目
大迫地域	大迫町大迫第2～4地割 大迫町大迫第12・13地割
石鳥谷地域	石鳥谷町好地第6～9地割 石鳥谷町好地第15～17地割 石鳥谷町上口二・三丁目
東和地域	東和町安俵3区 東和町安俵6区 東和町安俵11区 東和町土沢1・2区 東和町土沢5～8区

【対象経費】

補助区分	補助対象経費	補助率	補助金上限額
改装費	未利用店舗等を改装するために要する経費 (備品を除く。)	2分の1 以内	改装費、広告宣伝費にかかる 補助金合計額を50万円以内と する。
広告宣伝費	ポスター、チラシ、カード、看板、ホームページ、新聞折り込み等の広告宣伝のための経費	2分の1 以内	

- ※ 午前11時から午後2時までの間の2時間以上を含み6時間以上営業し、週5日以上営業すること並びに市税の滞納がないことが条件となります。
- ※ 新たに出店する地区に商店街団体が存在する場合、その団体への加入推薦が必要です。
- ※ 補助金交付申請の前に、一般社団法人ビジネスサポート花巻もしくは花巻商工会議所の支援を受け、事業計画の作成をする必要があります。**事業計画作成開始から補助金交付申請までには約2ヶ月を要しますので、お早めにご相談ください。**
- ※ 補助金交付申請は事業着手日の2週間前となります。申請時点で既に事業着手されていた場合は、補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

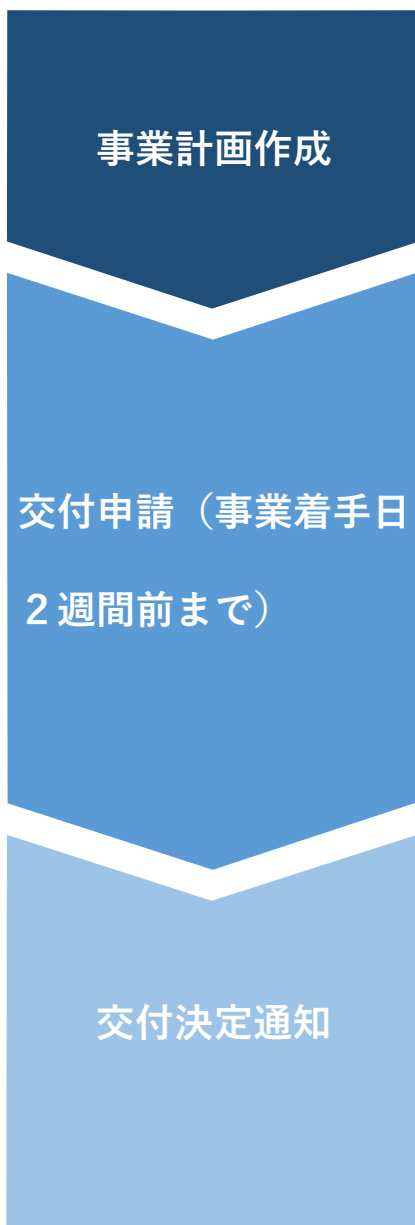
担当窓口

花巻市 商工労政課 商業係
TEL : 0198(41)3539 e-mail : shoukou@city.hanamaki.iwate.jp



市ホームページ

まちなか創業支援事業費補助金交付決定までの流れ・提出書類



・まずは、市役所商工労働政課か支援機関（花巻商工会議所、一般社団法人ビジネスサポート花巻）にご相談ください。

・支援機関の担当者と打ち合わせを重ね、事業計画書等を作成します。

・事業内容や実績等によって変動はありますが、事業計画書等の作成に必要な期間は**約1～2か月**となっていますので、お早めにご相談ください。

【交付申請時の提出書類】

- ◎交付申請書（様式第1号）
- ◎事業計画書（様式第2号）
- ◎事業計画の確認書（様式第3号）
- 事業者推薦書（様式第4号）
- ◎事業計画書（支援機関の作成支援を受けたもの）
- ◎賃貸借契約書の写し
- ◎物件の位置情報
- ◎改装費や広告宣伝費の見積書
- ◎賃貸借契約書の写し
- ◎補助事業者の住所を確認できる書類
- ◎納税証明書
- ◎通帳の写し
- 許認可を証明する書類の写し

・交付決定後、市から連絡をし、交付決定通知書を郵送します。

〈決定後の注意点〉

・事業完了後、実績報告書を市に提出いただきますが、改装の場合は改装前後の写真の添付、広告宣伝費の場合は制作物の写真の添付が必要になります。

・交付決定後に事業期間が変更となる場合や補助金額が変更となる場合は、変更申請が必要となりますので、わかり次第早急に商工労働政課へご連絡ください。

・提出書類について、◎は提出必須、○は必要な方のみとなります。詳しくは市または支援機関にお問い合わせください。

※交付申請は**事業着手日2週間前までに行ってください**。なお、事業着手日について、改装費の場合は工事着手予定日、広告宣伝費の場合は広告宣伝開始予定日のことを指します。

◇市内進出や工場・設備増強へのご支援

企業立地促進

花巻市企業立地促進奨励事業補助金

1 企業立地を促進し、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、市内の特定地域に工場等を新設する場合に要する経費に対して補助金を交付します。

区分	新設			増設	
	通常タイプ	投資・雇用拡大タイプ	要件緩和タイプ	増設タイプ	
対象業種	製造業・ソフトウェア業		製造業・ソフトウェア業・運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業、倉庫業及び運輸に付帯するサービス業のうち、こん包業		
補助対象経費	土地、家屋、償却資産の取得・建設・改修に要する経費				
その他要件	岩手県企業立地促進奨励事業費補助金交付要綱第4の規定により知事と事前協議のうえ、適当と認められるものに限る。		—		
立地場所 (特定地域)	① 工場立地法に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載されている地区 ② 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する産業導入地区 ③ 都市計画法に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域 ④ 県、市又はこれらが出資した団体が造成した工場等用地の区域 ⑤ 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合が造成した工場等用地の区域 ⑥ 花巻市地方活力向上地域 ⑦ 特定地域における産業の活性化に関する条例（平成18年岩手県条例第18号）に定める特定区域 ⑧ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条に基づき指定された過疎地域 ⑨ その他市長が特に認める場所			市内全域 （ただし、令和4年3月31日以前に市内に工場等を有していない企業が増設する事業を行う場合には、左記①～⑨の特定地域に限る。）	
投資額	1億円以上	15億円以上	5,000万円以上	2,500万円以上	
新規雇用者数	10人以上	40人以上	5人以上	2人以上	
補助率 ・ 補助金限度額	10分の1	10分の2	10分の1	10分の1	
	3億円	6億円	1億円	5,000万円	
補助率 ・ 補助金限度額	花巻第二工業団地の用地を岩手県土地開発公社から取得した企業に限り、下記のとおり補助率の嵩上げ等を受けることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 用地取得費に対する補助率が5/10（上限1億円）となります。ただし、補助金限度額は変わりません。 ・ 地盤改良に要する経費の1/2（上限2.5億円）を各タイプの限度額に上乗せして補助します。 				
その他	① 申請期限は、建設工事に着手する日（ただし、建設工事を要しない場合は、土地若しくは家屋を取得する契約を締結する日）の30日前までとなります。 ② 花巻市と公害防止協定の締結が必要です。 ③ 補助金を充当する土地・物件に対して根抵当権を設定することはできません。また、抵当権を設定される際は、別途申請が必要になりますので、事前にご相談ください。				

2 花巻市への本社機能の移転・拡充と併せて工場等の新增設に要する経費に対して補助金を交付します。

要件	企業が地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を策定し、岩手県知事の認定を受けたもの	
区分	新設	増設
対象業種	製造業、ソフトウェア業	
補助対象経費	土地、家屋、償却資産の取得に要する経費	
投資額	5,000万円以上	1億円以上
新規雇用者数	5人以上	10人以上
補助率	10分の3	10分の3
補助金限度額	3億円	

担当窓口

花巻市 商工労政課 企業立地推進室
TEL : 0198(41)3537 e-mail : ritti@city.hanamaki.iwate.jp

花巻市新事業創出基盤施設卒業企業立地促進事業補助金

本冊子17、18ページに掲載の花巻市新事業創出基盤施設（以下「施設」という。）を卒業した企業（以下「卒業企業」という。）の市内展開と定着を促進するため、市内に工場や事務所（以下「工場等」という。）を整備する経費へ補助金を交付します。

【対象者】 施設卒業企業のうち、次のすべての要件を満たすもの。

- ① 施設の使用期間の終了と同時に市内に工場等を整備すること。
ただし、施設の使用期間の終了後に賃貸により市内に工場等を展開した者については、施設からの退去経過年数にかかわらず、新たに自己所有により市内に工場等を整備すること。
- ② 新たに整備する工場等の公害の防止に関し、必要な事項を定めた花巻市との公害防止協定を締結していること。ただし、施設管理規則第2条に定める都市型産業に該当する場合を除く。
- ③ これまでに本補助金の交付を受けていないこと。
- ④ 工場等を整備する事業に関し、花巻市における他の要綱に基づく補助金等の交付を受ける者でないこと。
ただし、施設の使用期間の終了後に賃貸により市内に工場等を展開していた者で、新たに自己所有により市内に工場等を整備する者にあつては、過去に工場等を整備する事業に関し、花巻市における他の要綱に基づく補助金等の交付を受けていないこと。

補助対象経費	補助額等
1 工場等整備費用（取得の場合） (1) 土地の取得又は造成に要する経費 土地の取得又は造成に要する経費（当該土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該工場等の建物の取得又は建設の着手のあった場合における当該土地に限る。） (2) 工場等の建設、取得及び改修に要する経費 (3) 対象事業に直接供する機械・設備等償却資産の取得に要する経費	補助対象経費の総額に10分の1を乗じて得た額とし、500万円を限度とする。
2 工場等整備費用（賃貸の場合） (1) 工場等の改修に要する経費 (2) 対象事業に直接供する機械・設備等償却資産の取得に要する経費	補助対象経費の総額に10分の1を乗じて得た額とし、250万円を限度とする。
3 移転費用 償却資産の運搬、据付け等に要する経費 （退去時の原状回復に要する費用を除く。）	補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。

- 注1 工場等整備費用（取得の場合）及び移転費用の両方に対し補助する場合の限度額は、500万円とする。
2 工場等整備費用（賃貸の場合）及び移転費用の両方に対し補助する場合の限度額は、300万円とする。
3 補助金を充当する土地・物件に対して根抵当権を設定することはできません。また、抵当権を設定される際は、別途申請が必要になりますので、事前にご相談ください。

担当窓口

花巻市 商工労政課 企業立地推進室
TEL : 0198(41)3537 e-mail : ritti@city.hanamaki.iwate.jp

花巻市民間産業用地整備促進奨励事業補助金

企業立地を促進し、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、民間事業者が行う産業用地の整備に要する経費のうち、インフラの整備に要する経費に対して補助金を交付します。

補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開発許可のほか産業用地の整備に必要な許認可等を取得済みであること ○ 産業用地の整備後、下記①～③のいずれかに該当する企業の立地が見込まれる又は企業に施設を賃貸する民間事業者であること <p>【対象業種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 製造業 ② 情報サービス業のうちソフトウェア業 ③ 運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業、倉庫業及び運輸に付帯するサービス業のうち、こん包業
補助対象経費	<p>都市計画法第29条第1項に規定する開発行為に伴い設置される公共施設（同法第4条第14項[※]）及び上水道施設のうち、産業用地の整備完了後に市又は公共施設を管理している団体等に帰属されるもの</p> <p>※道水路、調整池、下水道、消火施設など</p>
補助金額	<p>次に掲げるいずれか低い方の2分の1の額で上限3億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 用地取得費を除くインフラの整備に要した工事費用 ○ 市が施工した際に想定されるインフラ整備費用
その他の要件等	<p>申請期限：造成工事等に着手する前まで</p>

担当窓口

花巻市 商工労政課 企業立地推進室

TEL：0198(41)3537 e-mail：ritti@city.hanamaki.iwate.jp



花巻市は岩手県唯一の空の玄関口「いわて花巻空港」をはじめ、東北新幹線新花巻駅や、東北縦貫自動車道・東北横断自動車道が市を東西南北に貫くなど、北東北における高速交通網の結末点としての優位性を生かし、企業の新規事業展開に最適な立地環境を整備しています。

新規立地をご検討されている場合は、「花巻市企業立地ガイド」に支援施策の詳細を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

花巻市企業立地ガイドはこちら→



花巻市企業立地奨励条例

工場等の新設・増設・取得を行う事業者へ市税（固定資産税）の課税免除を行います。

区分	指定地域	特定区域
対象業種	製造業・電気業のうち発電所及びガス業のうちガス製造工場・情報通信業のうち情報サービス業・サービス業のうち学術開発研究機関・自動車整備業及び機械等修理業・運送業、郵便業のうち道路貨物運送業、倉庫業及び運送に付帯するサービス（ただし、こん包業に限る）	製造業
対象地域	① 工場立地法に規定する工場立地調査簿に工場適地として記載されている地区 ② 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に規定する産業導入地区 ③ 都市計画法に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域 ④ 県、市又はこれらが出資した団体が造成した工場等用地の区域 ⑤ 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合が造成した工場等用地の区域 ⑥ その他市長が特に認める地域	・花巻第一工業団地 ・花巻第一工業団地テクノパーク ・花巻第二工業団地 ・花巻第三工業団地 ・花南産業団地 ・花巻機械金属工業団地 ・花巻市本館区域 ・花巻市櫛ノ目区域 ・花巻市太田区域 ・花巻市山の神区域 ・花巻市下根子区域
課税免除	土地、家屋、償却資産に対して課せられる固定資産税の課税免除（新設3年／増設2年間）	土地、家屋、償却資産に対して課せられる固定資産税を3年間課税免除、免除後2年間不均一課税（税率2分の1）
適用要件	① 投下固定資本が2,500万円超 ② 新規常用雇用者5人以上（増設の場合は2人以上）	① 減価償却資産の取得価格の合計額が5,000万円以上 ② 新規常用雇用者5人以上

※ 特定区域とは、特定区域における産業の活性化に関する条例（平成18年岩手県条例第18号）の規定により定められた区域をいいます。

担当窓口

花巻市 商工労政課 企業立地推進室

TEL: 0198(41)3537 e-mail: ritti@city.hanamaki.iwate.jp

花巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例

花巻市内で本社機能の移転・拡充を行う事業者へ市税（固定資産税）の課税免除を行います。

区分	拡充型（花巻市内企業の本社機能の強化・拡充）	移転型（東京23区から花巻市内に本社機能を移転）
対象地域	岩手県が指定する「地方活力向上地域」内（工業団地等）	
税率	土地、家屋、償却資産に対して課せられる固定資産税を3年間不均一課税 1年目 0パーセント 2年目 0.483パーセント 3年目 0.967パーセント	固定資産税を3年間課税免除 1年目 0パーセント 2年目 0パーセント 3年目 0パーセント
適用要件	① 特定業務施設（本社機能を有する事務所、研究所、研修所、）を整備すること ② 事業期間が岩手県計画期間内であること ③ 事業着手前（賃貸による場合は賃貸契約締結前）に岩手県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けること ④ 実施地域が県計画に記載する区域内であること ⑤ 特定業務施設において常時雇用する従業員数が5人（中小企業は2人）以上増加すること ⑥ 移転型事業の場合、増加する従業員数の過半数が東京23区内の事業所からの転勤者であること	

担当窓口

花巻市 商工労政課 企業立地推進室

TEL: 0198(41)3537 e-mail: ritti@city.hanamaki.iwate.jp

花巻市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の課税免除に関する条例

花巻市内で地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組（地域未来投資）を行う事業者に対して、市税（固定資産税）の課税免除を行います。

対象地域	岩手県基本計画に基づく促進区域（花巻市内全域）
課税免除	土地・家屋・構築物に対して課せられる固定資産税の減免（3年間課税免除）
適用要件	① 岩手県から地域経済牽引事業計画の承認を受けること 【承認要件：地域の特性を活用すること、付加価値額3,500万円以上増、域内取引額10%以上増】 ② 国（主務大臣）による先進性等の確認を受けること

担当窓口

花巻市 商工労政課 企業立地推進室
Tel : 0198(41)3537 e-mail : ritti@city.hanamaki.iwate.jp

中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定による固定資産税の課税軽減（花巻市市税条例）

花巻市内の中小企業者の新たな設備投資を後押しするため、市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき一定の条件を満たす設備の導入を行う事業者へ市税（固定資産税）の課税軽減を行います。

課税免除	新規取得設備に対して課せられる固定資産税の課税軽減 ①先端設備等導入計画内で「1.5%以上の賃上げ表明」：3年間 課税標準を1/2に軽減 ②先端設備等導入計画内で「3.0%以上の賃上げ表明」：5年間 課税標準を1/4に軽減
適用要件	<p>【中小企業者等】 資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち先端設備等導入計画の認定を受けたもの</p> <p>【新規取得設備】 投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記の設備が対象 （減価償却資産の種類（最低取得価格））</p> <p>① 機械装置（160万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30万円以内） ③ 器具備品（30万円以上） ④ 建物附属設備（60万円以上）</p> <p>【その他の要件】 ① 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ② 中古資産でないこと</p> <p>※ 「先端設備等導入計画」の認定前に取得した先端設備等は、対象外となります。 ※ 賃上げ表明を先端設備等導入計画に記載する場合、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」を添付していただく必要があります。 ※ 申請書類等につきましては、花巻市HPをご確認ください。</p>

担当窓口

花巻市 商工労政課 企業立地推進室
Tel : 0198(41)3537 e-mail : ritti@city.hanamaki.iwate.jp

花巻市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

令和9年3月31日までの間に、市の定める持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、振興すべき業種として定められた事業の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその付帯設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替えをいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）をした場合、市税（固定資産税）の課税免除を行います。

対象地域	大迫地域、東和地域				
対象業種	製造業、農林水産物等販売業※、旅館業（下宿業を除く）、情報サービス業 ※地域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物の原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に地域以外の者に販売することを目的とする事業をいう。				
適用要件		業種	資本金額	対象となる取得原因	取得価額
	製造業又は旅館業		5,000万円以下	取得等	500万円以上
			5,000万円超～1億円以下	新設又は増設のみ	1,000万円以上
			1億円超	新設又は増設のみ	2,000万円以上
	農林水産物等販売業 又は 情報サービス業等		5,000万円以下	取得等	500万円以上
		5,000万円超	新設又は増設のみ		
対象となる固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋（建物及び付帯設備のうち、直接事業の用に供する部分） ・償却資産（機械及び装置のうち、直接事業の用に供する部分） ・土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。） 				
課税免除対象期間	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年				

担当窓口

花巻市 商工労政課 企業立地推進室
TEL : 0198(41)3537 e-mail : ritti@city.hanamaki.iwate.jp

花巻市企業立地促進利子補給

岩手県企業立地促進資金の貸付を受けた際の利子補給を行います。

交付対象者	岩手県企業立地促進資金の貸付を受けた企業
補助金額	融資額3億円を限度に以下に定める範囲内の割合で計算した額 ① 工業団地、流通団地及び都市計画用途が工業専用地域の区域 対象資金の貸付利率の範囲内 ② 都市計画用途が準工業地域・工業地域の区域 対象資金の貸付利率の3分の2の範囲内 ③ 市長が特に必要と認める場所 対象資金の貸付利率の3分の1の範囲内
補助期間	貸付を受けた日から3年間

担当窓口

花巻市 商工労政課 企業立地推進室
TEL : 0198(41)3537 e-mail : ritti@city.hanamaki.iwate.jp

◇地域の雇用環境の安定化へのご支援

雇用安定推進（企業情報の発信、各種支援金）

花巻市企業検索サイト（おしごとNAVI花巻）

学生や求職者の方に向け、専用サイトによる花巻市内企業の情報発信を行っています。

企業のPRポイントから福利厚生制度、社員の声、写真、公式ホームページへのリンク、YouTube動画など、様々な情報を掲載することができ、企業PRの機会としてご利用いただけます。

サイトへの掲載、閲覧共に無料で、掲載企業は随時募集中です。

花巻市企業検索サイト **おしごとNAVI花巻**

Google 提供 検索 掲載依頼フォーム お問い合わせ

トップ このサイトについて 企業検索 支援情報・相談窓口 お知らせ

花巻の企業と人をつなぐ

花巻市内には求職者の方々にぜひ知ってもらいたい魅力のある企業がたくさんあります

花巻市・ビジネスサポート花巻が運営する「おしごとNAVI花巻」は花巻市の企業と花巻市で働きたい人をつなげるサポートをします

お知らせ

- 2024.03.29 [【更新】ハローワーク花巻週刊求人情報を公開しました](#)
- 2023.10.04 [岩手県の最低賃金が改正されました！](#)
- 2023.04.17 [【保育のおしごとナビ】特定非営利活動法人mazel.be COCO.R SAKURADAIの情報を追加しました](#)
- 2023.03.29 [花巻市保育士等就職支援サイト 保育のおしごとナビ](#)

[お知らせ一覧](#)

かんたん検索

地域を選ぶ

業種を選ぶ

検索

おしごとNAVI花巻
のサイトはこちらから



- ☑ 掲載、利用無料！
- ☑ 多彩な登録項目をご用意！
- ☑ 掲載企業随時募集中！
(令和8年4月時点約160社掲載)

担当窓口

花巻市 商工労政課 工業労政係

TEL : 0198(41)3536 e-mail : shoukou@city.hanamaki.iwate.jp

花巻市移住支援金

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から花巻市に移住し、就職又は起業、テレワーク等に至った方に対して、移住支援金を交付します。

【対象者】下記の要件等すべてに該当する方が対象となります。

【支援金】◇単身：60万円

◇2人以上の世帯：100万円

18歳未満の子どもを帯同して移住した場合、子ども1人につき100万円を加算

【要件等】◇移住元についての要件

①東京23区に在住、または東京圏に在住し東京23区に通勤。

②いずれも直近10年間のうち通算5年以上（直近1年間を必ず含む）。

◇移住先についての要件（次のいずれかに該当）

①県内企業への就職

岩手県移住支援金対象法人の対象求人就業した者。

内閣府のマッチング事業を利用して専門人材として就業した者。

②テレワーカー

移住前の業務を引き続きテレワークで行う者。

③起業

起業支援金の交付決定を受けて起業する者。

④関係人口

岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業団体と複業を実施している者。

過去に花巻市インターンシップ促進助成金の交付を受けた者。

花巻市空き家バンクの利用登録を行っている者。 など

※要件の詳細につきましては、花巻市HPをご確認ください。

担当窓口

花巻市 商工労政課 工業労政係

TEL：0198(41)3536 e-mail：shoukou@city.hanamaki.iwate.jp



市ホームページ

花巻市UIJターン者就業奨励金

UIJターン者に対して、奨励金を支給します。

【対象者】UIJターン者

【奨励金】◇UIJターン者：25万円（ただし同一者1回限り）

※花巻市移住支援金の併給を受ける者は10万円

【要件等】◇UIJターン者

- ・県外に居住していた方で、市内に転入後に市内事業所に新規で就職した者かつ1年以内に6ヶ月以上継続して勤務しており、市内に継続して居住する意思を有している者。
- ・職業紹介を行う公的機関又は民間の職業紹介事業者の職業紹介によって、期間の定めのない雇用契約により市内事業所に雇用されていること。ただし、学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した直後に雇用された場合を除く。
- ・雇用開始日現在の年齢が満50歳未満であること。
- ・中小企業者と同規模の医療法人、学校法人若しくは社会福祉法人に雇用されていること。
- ・UIJターン者から3親等以内の親族が経営する市内事業所へ雇用されていないこと。
- ・地方公共団体に雇用される者でないこと。

※転入した日から起算して6月を経過した日かつ12月以内に申請が必要です。

※要件の詳細につきましては、花巻市HPをご確認ください。

担当窓口

花巻市 商工労政課 工業労政係

TEL：0198(41)3536 e-mail：shoukou@city.hanamaki.iwate.jp



市ホームページ

花巻市インターンシップ促進助成金

花巻市内事業所の魅力の理解と就職促進を図るため、花巻市内事務所でインターンシップを行った大学生等に対し、助成金を支給します。

【対象者】市内事業所で国が示すインターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方に定める次に該当するインターンシップを実施した者。

- ・タイプ2 キャリア教育（就業体験を含むもの）
- ・タイプ3 汎用的能力・専門活用型インターンシップ
- ・タイプ4 高度専門型インターンシップ

【奨励金】同一年度につき一人当たり2万円を上限とする。

※本助成金以外による補助金等の交付を受けた場合は、当該補助金等の額を控除した額とする。

【要件等】（交通費）居住地からインターンシップを行う市内事業所まで、又は居住地から宿泊地を經由しインターンシップを行う市内事業所までの往復に要した交通費（鉄道賃、船賃、バス賃、タクシー代、有料道路利用料、航空賃）。

タクシーを利用する場合は、2キロメートル以上とし、市内での利用に限るものとする。

（宿泊費）市外に在住する大学生等が市内の宿泊施設を利用する場合に要した経費（一泊当たり5,000円を限度とする）。

（企画旅行（＝パック旅行））実費とする。

※要件の詳細につきましては、花巻市HPをご確認ください。

担当窓口

花巻市 商工労政課 工業労政係

TEL : 0198(41)3536 e-mail : shoukou@city.hanamaki.iwate.jp



市ホームページ

花巻市地方就職支援金

東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに通う学生が、岩手県の企業の採用活動に参加するための交通費並びに花巻市への移転費を交付します。

【対象者】下記の要件等すべてに該当する方が対象となります。

【支援金】◇交通費：上限15,200円 ◇移転費：上限108,000円

【要件等】◇移住元についての要件

①大学又は大学院の卒業・修了年度に東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了する見込み、または卒業・修了していること。

②大学等の卒業・修了年度に東京圏内に継続して在住していること。

◇移住先についての要件 ※交通費については別途要件あり

①花巻市内に移住し、5年以上継続して花巻市内に居住する意思を有していること。

②申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。

◇就業に関する要件

①大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

②勤務地が岩手県内に所在すること。 など

※要件の詳細につきましては、花巻市HPをご確認ください。

担当窓口

花巻市 商工労政課 工業労政係

TEL : 0198(41)3536 e-mail : shoukou@city.hanamaki.iwate.jp



市ホームページ

花巻市日本学生支援機構奨学金返還支援事業補助金

日本学生支援機構が貸与する奨学金の返還義務がある方で、市内企業に就職し、花巻市内に5年以上居住する意思のある方に対して、補助金を支給します。

<p>【対象者】・認定の申請時点で、30歳未満であり、かつ、大学等を卒業してから3年以内の方で、令和7年4月1日以降に「対象企業」に常用雇用され市内に勤務しており、市内に5年以上居住する意思がある方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構が貸与する奨学金の返還に対するほかの補助制度を利用してないこと <p>※認定の決定以降、離職（他の対象企業への転職は可）又は転出した方は対象外となります。</p> <p>【対象企業】次のいずれかに該当する企業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花巻市内に本店又は本社を有する企業 ・以下の認定若しくは認証を受けている又は運動に参加している企業 「ユースエール認定」「くるみん認定」「えるぼし認定」「いわて女性活躍企業等認定」「いわて子育てにやさしい企業等認定」「いわて働き方改革推進運動」 <p>※ただし、「いわて産業人材奨学金返還支援制度」の認定を受けている企業は対象から除きます。</p> <p>【補助金額】1月から12月の間に返還した奨学金返還額の2分の1の金額(千円未満切り捨て)。ただし、返還を行った月数×1万円を限度とします。なお、補助を受けられる月は、市の認定以降、最初に奨学金を返還した月から起算して5年間(60か月)を限度とします。</p>

担当窓口

花巻市 定住推進課 定住推進係
Tel : 0198(41)3516 e-mail : teiju@city.hanamaki.iwate.jp



市ホームページ

中小企業退職金共済事業

花巻市中小企業退職金共済事業補助金

中小企業者における退職金制度加入の促進を促すため、中小企業退職金共済又は特定退職金共済に加入した市内中小企業者に対し、一定期間の掛金補助を行っています。

<p>【対象者】市内に事業所を有する中小企業者で、次に掲げる退職金共済制度に加入した事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆勤労者退職金共済機構と退職金契約を締結したもの(＝中小企業退職金共済) ◆花巻商工会議所と退職金共済契約を締結したもの(＝特定退職金共済) <p>【補助金】退職金共済契約締結の効力を生じた日の属する月から納付した掛金に対し、従業員1人につき月額300円、3年間を限度に補助します。</p>
--

※ 中小企業退職金制度については、国(厚生労働省)の助成制度もあります。

区分	助成対象者	助成区分	助成の内容
新規加入掛金	新たに中小企業退職金共済制度に加入する事業主	助成金額	掛金月額の2分の1(上限5,000円) 掛金額が2,000円～4,000円の場合は、それぞれ2分の1の額に300円～500円を加算
		助成期間	加入4ヵ月目から1年間
掛金の増額	掛金を増額する事業主	対象月額	18,000円以下(の増額)
		助成金額	増額分の3分の1
		助成期間	増額月から1年間

担当窓口

花巻市 商工労政課 工業労政係
Tel : 0198(41)3536 e-mail : shoukou@city.hanamaki.iwate.jp

◇新たな産業創出や新事業展開、研究開発等へのご支援

新産業創出支援、地域企業コーディネート

花巻市では、高度な技術を保有する研究開発型企業及び新規事業を展開しようとする企業を育成し、新たな雇用の確保を図るとともに特色のある新事業の創出及び地域産業の発展のため、「花巻市新事業創出基盤施設」として、花巻市起業化支援センター、花巻市ビジネスインキュベータ、花巻市賃貸工場の計3つの施設を運営しています。各施設には入居施設としての機能も備わっており、施設の卒業後に市内に工場等を整備する場合、要件を満たすと本冊子7ページの「花巻市新事業創出基盤施設卒業企業立地促進事業補助金」が受けられます。

各施設の概要は以降をご覧ください。

花巻市起業化支援センター

地域からの新たな産業創出や地域企業の研究開発・新商品開発・新事業展開など二次創業を図る新たな取り組みを支援するため、その中核施設として「花巻市起業化支援センター」を設置しています。

当センターでは、企業の研究開発、産学官連携による共同研究を支援する研究室と、将来、花巻で事業展開を計画し一時的に活動拠点が必要な企業や起業化を自ら実施しようとする方に工場棟を提供しています。

産学連携・企業連携・販路開拓・新事業展開・受注開拓など、何でもお気軽にご相談ください。

【主な業務内容】	
入居企業支援	起業化支援センターは、貸研究室8室、貸工場13棟のレンタル施設で構成されており、ベンチャー企業を中心とした多くの入居企業へ様々なコーディネート支援を行っています。
市内企業支援	起業化支援センターの大きな業務の一つが市内企業支援です。企業が求める様々な外部経営資源（研究シーズ・補助金・アドバイザー・協力企業など）とのマッチングをはじめ、コーディネーターのネットワークを活かした支援を展開しています。
施設所在地	花巻市二枚橋5-6-3
お問い合わせ先	T E L : 0198-26-5430 F A X : 0198-26-1033 M a i l : info@iphc.jp



ホームページ

【入居施設】			
施設名	タイプ		使用料（月額）
研究室	1～8号室	15坪	61,000円
工場棟	A-1～3棟	30坪	53,000円
	B-1～7棟	50坪	92,000円
	C-1～3棟	100坪	171,000円



また、施設内には「精密測定室」「環境試験室」「CAD研究室」「材料試験室」「電子開発室」の5つの開放試験室があり、下記のとおり12機種の試験・測定機器が備えられています。これらの機器は、地域企業の方々であればどなたでも利用できます。

部屋名	装置名	メーカー	型式	使用料		
				1時間	9時～17時	9時～翌9時
精密測定室	CNC三次元測定機	ミットヨ	CRYSTA/Apex S776	400円	2,000円	
	デジタルマイクロスコープ	キーエンス	VHX-900	100円	600円	
	表面粗さ測定機	東京精密	SURFCOM 1400A-12	200円	1,000円	
環境試験室	大型環境試験室	エスペック	TBL-4.5EW6PZT	500円	3,600円	10,700円
	低温恒温恒湿器	エスペック	PL-4J	200円	1,100円	3,300円
CAD研究室	三次元CADシステム	SOLIDWORKS	Professional 2023	300円	1,500円	
材料試験室	精密万能試験機	島津製作所	AG-50kNG X-V	300円	1,500円	
	ロックウェル硬さ試験機	アカシ	ATK-F3000	100円	500円	
	3Dプリンター	日本3Dプリンター	Raise3D Pro3 Plus	100円	600円	1,800円
	静電気試験器	ノイズ研究所	ESS-S3011A	200円	1,000円	
電子開発室	電源シミュレーター	菊水電子	PCR4000L	200円	1,000円	
	交流/直流電圧電流発生器	横河電機	9100	400円	2,000円	

※静電気試験器は、令和6年度公益財団法人JKA機械振興補助事業により導入しました。


花巻市ビジネスインキュベータ

「花巻市ビジネスインキュベータ」は、起業化支援センターの第二次展開的なイメージでJR花巻駅前の「なはん通り」に整備された施設です。

起業化支援センターが「基盤系製造業」を中心とした施設であるのに対し、ビジネスインキュベータは「都市型産業」を支援するインキュベート施設としての性格を持っています。

また、求職者の相談窓口として、「ジョブカフェはなまき」を1階に開設しています。

【ビジネスインキュベータの施設と主な事業】	
レンタルオフィス	施設内には、6室のレンタルオフィスがあり、入居企業に対しては、起業化支援センター入居企業と同様に各種コーディネート支援が行われます。
ジョブカフェ	求職者への相談対応のほか、求人情報検索なども可能です。
施設所在地	花巻市大通り1-3-5
お問い合わせ先	窓 口：花巻市起業化支援センター T E L：0198-26-5430 F A X：0198-26-1033 M a i l：info@iphc.jp



ホームページ


【入居施設】			
施設名	タイプ		使用料（月額）
インキュベートルーム	1～2号室	13.0坪	52,000円
	3～5号室	9.2坪	37,000円
	6号室	13.5坪	54,000円

花巻市賃貸工場

「花巻市賃貸工場」は、東北縦貫自動車道花巻インターチェンジに隣接するほか、いわて花巻空港や東北新幹線新花巻駅にも近接するロケーションです。

「工場が手狭で拡張するスペースを確保したい」、「受注増に対応したい」、「北東北地域の拠点にしたい」など、製造業はもちろんのこと、多様な企業の事業展開に最適な施設です。

また、新事業創出や起業支援を行う「起業化支援センター」との連携を通じ、課題解決や事業拡大などにもつなげることが可能です。

施設所在地	花巻市二枚橋第5地割地内	
お問い合わせ先	窓 口：花巻市起業化支援センター T E L：0198-26-5430 F A X：0198-26-1033 M a i l：info@iphc.jp	 <p>ホームページ</p>

【入居施設】			
施設名	タイプ		使用料（月額）
賃貸工場	A、B、C、D棟	150坪	252,000円
	E、F、G、H、I棟	100坪	188,000円
	J棟	180坪	337,000円

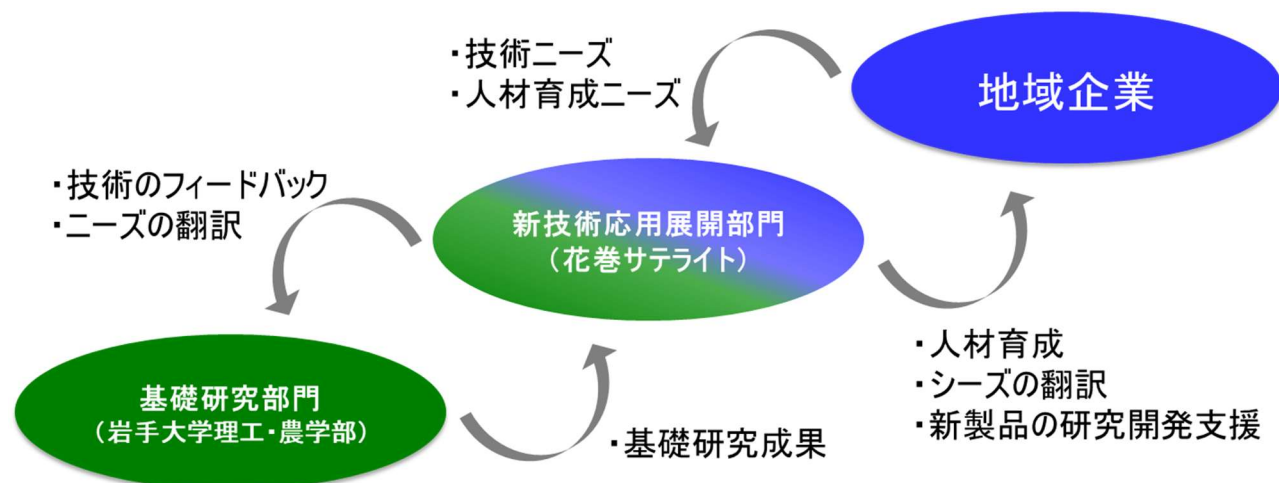
産学官連携による生産技術向上へのご支援

技術研究開発推進

岩手大学ものづくり技術研究センター

生産技術研究センター 花巻サテライト

岩手大学生産技術研究センターは、ものづくり技術研究センターの一部門として、ものづくり技術に関する研究のさらなる発展を目指すとともに、地域産業等の発展及び高度化を図ることを目的とし、花巻に地域拠点（サテライト）を設定して活動しております。



本学の産学連携メニューの一部を以下に紹介します。

技術相談および共同研究等の相談

様々な技術相談に対応させていただいております。個別の相談の他、本学の複数の教員による相談も随時受け付けています。まずは、花巻サテライトにご相談ください。費用は原則かかりません。



ホームページ

地域課題解決プログラム

本プログラムは、学生の積極的な地域社会への参画を促すために、地域社会の抱える様々な課題を学生の研究テーマとして募集し、原則として学生の卒業論文研究や修士論文研究などとして進めることを予定しています。毎年1月に公募を行い、地域から寄せられた課題の中から30件以上を採択し、5月から研究に取り組みます。応募者に金銭的な負担は一切ありませんので公募の際はお気軽な気持ちでご相談ください。



ホームページ

【生産技術研究センター】

センター長 内藤 智之
副センター長 吉本 則之

【花巻サテライト】

サテライト長 田邊 浩

[花巻サテライト連絡先]

TEL : 0198-30-1172
FAX : 0198-30-1170
e-mail : rcist@iwate-u.ac.jp
URL : <https://www.rcist.iwate-u.ac.jp/>
所在地 : 〒025-0312 花巻市二枚橋5-6-3



ホームページ



花巻市事業者向けメールマガジンのご案内

花巻市商工労政課では、事業者向けの支援情報をメールマガジンで配信しています。

配信内容は、セミナーやイベントの開催募集情報、各種補助金支援制度の情報など、市の事業のみではなく、国、県、その他関係機関の情報も配信しています。

配信頻度は月に5件ほどです。

ぜひ、ご登録をお願いいたします。

メールマガジン登録フォーム



担当窓口

花巻市 商工労政課 工業労政係

TEL : 0198(41)3536 e-mail : shoukou@city.hanamaki.iwate.jp

お問い合わせ先

■ 花巻市役所商工観光部商工労政課（商業／工業労政／企業立地）

〒025-8601 花巻市花城町9-30

TEL : 0198-41-3539（直通）（商業係）

0198-41-3536（直通）（工業労政係）

0198-41-3537（直通）（企業立地推進室）

FAX : 0198-24-0259

e-mail : shoukou@city.hanamaki.iwate.jp（商業係、工業労政係）

ritti@city.hanamaki.iwate.jp（企業立地推進室）

■ 花巻市起業化支援センター（事業委託先：一般社団法人ビジネスサポート花巻）

〒025-0312 花巻市二枚橋5-6-3

TEL : 0198-26-5430（直通） FAX : 0198-26-1033

e-mail : info@iphc.jp

■ ジョブカフェはなまき（事業委託先：一般社団法人ビジネスサポート花巻）

〒025-0092 花巻市大通り1丁目3-5 花巻市ビジネスインキュベータ1階

TEL : 0198-22-3277（直通） FAX : 0198-24-6901

e-mail : jobcafe-hanamaki@iphc.jp